



宮城県犯罪被害者等支援計画の概要

1 基本的事項

1 計画の趣旨等

- ▽ 宮城県犯罪被害者等支援条例(R6.4.1施行)に基づき、犯罪被害者等のための施策を総合かつ計画的に推進するために知事が策定する計画
- ▽ 新・みやぎの未来ビジョン取組14「暮らし続けられる安全安心な地域の形成」やSDGsゴール5・16・17にも寄与
- ▽ 県を含む行政機関や団体等の施策・取組を記載



2 計画期間・進行管理

- ▽ 国の「第4次犯罪被害者等基本計画」との整合から令和7年度を第1期に設定
- ▽ 「宮城県犯罪被害者等支援審議会」での審議等を踏まえ、第2期計画に反映

区分	～R6	R7	R8～
県	改正前条例の計画	1期	2期
国	4次		5次

3 犯罪被害者等が置かれている状況

- ▽ 犯罪被害者等は、**直接的被害**のみならず、**二次的被害**と呼ばれる様々な困難や悩みに直面

【二次的被害の例】

生活の変化	心身の変化
・長期の通院や入院が必要となる ・転居を余儀なくされる ・学校・仕事に不都合が生じる	・被害時の場面が頭に浮かぶ ・孤立していると感じる ・PTSD等の症状が出現する

2 犯罪被害者等を支える14の基本的施策【76】

※【 】は各基本的施策内の施策数

基本目標1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組【21】

基本的施策1 安全の確保(第12条)【18】

緊急避難場所の情報提供及び同行支援／DV被害者等に対する支援／要保護女性・児童に対する支援／法律相談／再被害防止対策／ストーカー事案対応／「被害者等通知制度」及び加害者の矯正処遇・教育／学校における心のケア／犯罪被害防止のための防犯活動／特殊詐欺電話撃退／刑事手続時の負担軽減／インターネット上の人権侵害対応／個人情報保護の徹底／二次的被害の防止／「心情等聴取・伝達制度」／「被害者参加制度・意見陳述制度」／「意見等聴取制度」／「被害者連絡制度」

基本的施策2 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)【3】

障がいや有する犯罪被害者等への支援／精神保健福祉の相談機関における支援／女性のための相談機関における支援

基本目標2 損害回復・経済的支援等への取組【18】

基本的施策3 居住の安定(第13条)【3】

県営住宅の活用による支援／民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実／民間賃貸住宅の媒介等に関する支援

基本的施策4 雇用の安定(第14条)【3】

「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」の周知／就職支援窓口の運営／労働相談及び個別労使紛争あっせんの実施

基本的施策5 損害賠償の請求に関する支援(第15条)【2】

仙台弁護士会犯罪被害者サポートセンターとの連携／損害賠償に係る各種制度の情報提供

基本的施策6 経済的負担の軽減(第16条)【10】

犯罪被害者給付金制度の周知・運用／犯罪被害者等見舞金の給付／刑事手続等における経費負担の軽減／「公費負担制度」の運用等／一時避難に要する費用の負担／被害品の早期発見と還付／犯罪の水際対策／特殊詐欺事件の早期対応／緊急支援金の支給／自動車事故の被害者への支援

基本目標3 支援等のための体制整備への取組【21】

基本的施策7 相談及び情報の提供等(第11条)【2】

各種相談窓口での相談対応／犯罪被害者等支援制度の広報や周知

基本的施策8 民間支援団体等に対する支援(第18条)【5】

DV被害者等支援団体／犯罪被害者等の自助グループ／自死遺族支援団体／犯罪被害者等早期援助団体／性暴力被害相談支援団体

基本的施策9 人材の育成(第19条)【3】

各機関の職員の育成／県民や事業者の育成／死傷者多数事案の支援要員育成

基本的施策10 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援(第21条)【8】

要保護児童に対する支援／障がいや有する犯罪被害者等への支援／高齢者虐待防止対策／性暴力被害相談支援センター宮城／性犯罪相談電話の運用／性犯罪採取キットの整備／DV被害者に対する支援／一時避難に要する費用の負担

基本的施策11 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援(第22条)【3】

事件発生地が県外である場合の支援／他都道府県警察犯罪被害者支援室との連携／国外犯罪被害者慰金等支給制度の運用

基本目標4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組【16】

基本的施策12 学校における教育の実施(第20条)【6】

人権教室等による人権啓発活動／「命を大切にする教育」等／DV防止啓発事業／自他を大切にする学校教育／教育機関への講師派遣／防犯教室等

基本的施策13 普及啓発(第25条)【8】

「犯罪被害者週間」／被害者支援制度等／「公共交通事故被害者等支援フォーラム」／性被害防止啓発等／精神保健福祉／交通事故被害者／少年非行・犯罪等防止／消費生活

基本的施策14 調査研究(第26条)【2】

市町村に対する実態調査／性犯罪被害者協力医療機関アンケート